## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について

(いわき市)

体制等に関する届出

介護給付費算定に係る体制に変更があった場合には届出が必要です。<u>また、加算に係る要件を満たさなくなった場合等には、速やかに加算を廃止する旨届け出てください。</u>

## 2 適田年日日

- (1) 加算の場合
  - が男が物コ ア 居宅サービス (総合事業含む)及び介護予防サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。)又は居宅介護支援事業所 ・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始 ・届出が毎月16日以降になされた場合には、翌々月から算定開始
- イ 介護保険施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)特定施設入居者生活介護
  ・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始)
  加算の取り下げ、減算の場合

事実の発生日が適用年月日となりますので、(1)にかかわらず速やかに提出してください。

## 3 加算(報酬) 届出に係る必要書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (3) 添付書類(下記一覧表を参照してください。届出内容により異なります。) (4) 添付書類が不要な加算であっても、算定にあたっての各種記録等の根拠資料は事業所に必ず備えておくこと。

- 4 留意事項 (1) 1つのサービスで、職員配置の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の勤務表に全ての要件を記載すること。

  - (2) 利用者の個人情報が記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せた形にすること。 (3) 受理した日をもって届出日になるので、郵送の場合は余裕を持って提出すること。 (4) 加算(報酬) 届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届および付表を併せて届け出ること。

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
	施設等の 区分	通院等乗降介助	<ul><li>○ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し、又は自家用有債旅客運営運送者登録証の写し</li><li>○ 市町村意見書</li><li>○ 運営規模の写し</li></ul>	・運営規程を変更した場合は、別途変更届を 提出すること
		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<ul><li>○ (別紙8) 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書</li><li>○ 利用者又はその家族等から連絡があった場合に常時対応できる体制を確認できる書類</li></ul>	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul><li>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けていることが分かる書類又は実施計画書の写し</li><li>-</li></ul>	
訪問介護	加算等	特定事業所加算	【加算 1. Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ共通】  ○ (別紙 9) 特定率新加算 1~Ⅳに係る届出售(訪問介護事業所)  □ 訪問介護侵等・サービス提供責任者ごとに作成された個別研修計画(従業者が多い場合は、見本として数件抽出)  □ 訪問介護侵等・サービス提供責任者ごとに作成された個別研修計画(従業者が多い場合は、見本として数件抽出)  □ 訪問介護侵等の技術指導を目的とした会議の定期的な関係を確認できる資料(金融改第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回数分)等  ○ サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を確認できる資料  □ 訪問介護員等に対する場合は個人の結果に違りつぶすこと)  「緊急時における場合は個人の結果に違りつぶすこと))  「緊急時に対ける場合は個人の結果に違りつぶすこと))  「	※②、③、⑤、⑪前年度(3月除く)又は届 出日の属する月の前3月の1月当たりの実績 の平均(常勤検算方法により算出)
		共生型サービスの提供(居宅介護事業所、 重度訪問介護事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		同一建物減算	(別終10) 「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(※) ※「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))」に該当する場合を除く。	
	l	特別地域加算	※「PI 建物級券(PI 放起F1建物寺に店出りな名^^Vが延供(利用名BU八歩上))」に談司りな場合を除く。 	
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)		
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表 (参考計算様式③)	
		口腔連携強化加算	<ul><li>○ (別紙11) 口腔連携強化加算に関する届出書</li><li>○ 歯科医療機関と相談体制を確保したことが確認できる書類</li></ul>	
		認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共適】	
		介護職員等処遇改籌加算	○ 認知能介養の指導に係る専門的な研修の修了証の写し 認知能分すに関する研修計画及び開催状況 【算定文するときの届出】 ・ 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書等 【実績報告】 ・ 介護職員等処遇改善加算等実績報告書 【受しまるときの届出】 ・ 変更に係る届出書	※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び株式例の提示について」(介護保険最新情報vol.1215)を参照

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項									
		高齢者虐待防止措置実施の有無 特別地域加算	- 										
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(ALDB Adfrice TOVA)	(at III A attuated 11)									
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)									
		認知症専門ケア加算											
			(別紙13) 看取り連携体制加算に係る届出書										
		看取り連携体制加算	<ul><li>○ 訪問看護ステーション等との連携により利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を整備していることが確認できる書類</li><li>○ 看取り期における対応方針</li></ul>										
			○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料										
			○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料										
			【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14) 「サービス提供体制強化加算に関する届出書										
訪問入浴介護			○ 従業者ごとの研修計画 (「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽										
(介護予防訪問	加算等		出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認で										
入浴介護)			きる資料 (会議次第、会議の出席表、議事録 (直近の連続した複数回分) 等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類 (全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等 (健康診	※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算									
			断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと))	方法により算出した前年度(3月除く)の平									
		サービス提供体制強化加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算様式②)	均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業									
			○ 分 こへ近め代中の次にのからります。(※ つか) 外球へんり) ○ 介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し	所(新たに事業を開始し、又は再開した事業 所を含む)については、届出日の属する月の									
			[加算1]	前3月について、常勤換算方法により算出し た平均を用いること									
			<ul><li>○ 加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】</li></ul>										
			<ul><li>加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料</li></ul>										
			[加算Ⅲ]										
			○ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料○ 勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料○ 勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料										
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)										
į	施設の区	定期巡回・随時対応型サービス連携	○ (別紙15) 訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書	※訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け									
É	分		○ (のかなり、東川中日女子木の川中旬) かんりがた日 物理でからた土地が内が 原子自民を生からい かかは日日	出をしている事業所であること。									
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-										
		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算											
	加算等繁	加算等	加算等	加算等	加管等	(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)					
						加篇等	加篔等	加質等	中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)				
												【加算】、Ⅱ共通】 ○ (川ばつ) 取在中 (八生マサ) サ用る生物な 取在中丛とわな 針田が開放す ル こよっとったマルカロス スマロリヤ	
j										○ (別紙16) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・ 緊急時対応加算・ 特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表			
					緊急時訪問看護加算	○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル	※届出を受理した日から算定可能。						
			(※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ)										
			【加算Ⅰのみ】  ○ 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類										
			○ (別紙16) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・ 緊急時対応加算・ 特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書										
		特別管理体制	特別管理体制	○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類									
				(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)									
			○ (別紙17) 専門管理加算 に係る届出書										
訪問看護		専門管理加算	○ 専門の研修を修了したことが確認できる書類 (Visher 16 = 0 1/2 できない)										
(介護予防訪問			<ul><li>(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)</li><li>○ 緊急時(介護予防) 訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8)</li></ul>										
看護)		ターミナルケア体制	○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類										
			(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)										
			○ (別紙18) 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書										
		遠隔死亡診断補助加算	○ 研修を修了したことが確認できる書類										
			(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)										
		看護体制強化加算	<ul><li>○ (別紙19) 看護体制強化加算に係る届出書 ((介護予防) 訪問看護事業所)</li><li>○ 算定の根拠となる資料</li></ul>										
į	加算等	口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)										
			【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙14-2) サービス提供体制強化加算に関する届出書										
			<ul><li>○ 従業者ごとの研修計画(「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等)</li></ul>										
			○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認で	※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平									
		11. コスマ 細 は はかりはかりまわり	きる資料 (会議次第、会議の出席表、議事録 (直近の連続した複数回分) 等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類 (全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等 (健康診	均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業									
			サービス提供体制強化加算	断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	正 (年たに重要を開始) フロ田間1 た重要								
				○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算様式⑦) 【加算 I】	所を含む) については、届出日の属する月の 前3月について、常勤換算方法により算出し た平均を用いること								
			○ 看護師等の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上であることが分かる資料	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
			[加算工]										
		高齢者虐待防止措置実施の有無	○ 勤競年数3年以上の者の占める割合が30%以上であることが分かる資料 -										
		特別地域加算											
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)									
at He vi		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)											
訪問リハビリテ ーション(介護		リハビリテーションマネジメント加算	-										
予防訪問リハビ	加算等	リハビリテーションマネジメント加算に係 る医師による説明	-										
リテーション)		口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)										
		移行支援加算	<ul><li>○ (別紙20) 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書</li><li>○ 算定の根拠となる資料</li></ul>										
		サービス提供体型がルhn管	○ (別紙14-2) サービス提供体制強化加算に関する届出書										
		サービス提供体制強化加算	○ 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続7年以上の者又は勤続3年以上の者がいることの根拠となる書類										
		特別地域加算											
		中山間地域等における小規模事業所加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)									
居宅療養管理指		(地域に関する状況)	(MOTION INCOME.)	(WOTH) TIBETOTO O									
居宅療養管理指導	加篦等	(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	WALLOUT IBST # LA CA	(MANA) I INSERT OF A CO									
導 (介護予防居宅	加算等	中山間地域等における小規模事業所加算	○ 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小党業者の免許の写し	(W)H) H E C F I C F									
導	加算等	中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)		WATER STEEL									

サービス	加質等	届出項目	添付書類	留意事項
<i>y</i> cx	施設等の	地山水口	回り 電板 ○ 通所介護の規模別報酬確認表 (参考計算様式①)	毎年度確認を行うこと。
	区分	職員の欠員による減算の状況	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	= =	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応	○ 感染症又は災害発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式	
		時間延長サービス体制	○ 運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	・運営規程を変更した場合は、別途変更届を 提出すること
		共生型サービスの提供(生活介護事業所、 自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放 課後等デイサービス事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		生活相談員配置等加算	○ (別紙21) 生活相談員配置等加算に係る届出書 ○ (参考條元1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ◆生活特別を自己を終ま	
			<ul><li>○ 生活相談員の資格証、経歴書</li><li>○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類</li></ul>	
		入浴介助加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】  ○ 裕室部分の状況がわかる平面図等	
			○ 入浴介助に関する研修を実施又は実施することが分かる資料等	
			<ul><li>○ (別紙22) 中重度者ケア体制加算に係る届出書</li><li>○ (別紙22-2) 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)</li></ul>	※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を選じ、本質が基本をは、
		中重度者ケア体制加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	た専従者を除く)の提供時間から加配要件を満た す書類を作成すること。 ※利用実人員数又は利用延人院数は前年度(3月
			<ul><li></li></ul>	除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当た りの実績
		生活機能向上連携加算	- 110 HOL - V II Innii - V -	
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
通所介護			◎ 機能訓練指導員の資格証の写し	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り
AE1/11/11/05	加算等	ADL維持等加算〔申出〕の有無	- □ ○ (別紙23) 認知底加算に係る届出書	下げない限り、毎年度の申出は不要。 ※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、IV又
			〇 (別歌23) 認知症川界に休る周山曾	はMに該当する利用者 ※認知症介護研修とは、認知症介護指導者研修、
			○ (別紙23-2) 利用者の割合に関する計算書(認知症加算)	認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者 研修を指す。 ※利用実人員数又は利用延人院数は前年度(3月 除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当た
		認知症加算		りの実績 ※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できな
			○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表	深刻がかた。 気尽たり、い間にの安任を帰むくさない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供 時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じ た等従者を除く)の提供時間から加配要件を満た す書類を作成すること。
			<ul><li>○ 認知症介護研修の修了証の写し</li><li>○ 認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していることが確認できる資料</li></ul>	す資料とIFAXすること。
		若年性認知症利用者受入加算		
		栄養アセスメント・栄養改善体制	○ (参考様式!) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		口腔機能向上加算	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し</li></ul>	
		科学的介護推進体制加算		LIFEへの登録要
			○ (別紙14-3) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算株式⑦) ※ 1	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法
		サービス提供体制強化加算	○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)※2	により算出した前年度 (3月除く) の平均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所
				(新たに事業を開始し、又は再開した事業所をき む)については、届出日の属する月の前3月につ いて、常勤換算方法により算出した平均を用いる こと
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
	施設等の 区分	施設等の区分	○ 通所リハビリテーションの規模別報酬確認表 (参考計算様式②)	※毎年度確認を行うこと。
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	=	
		業務継続計画策定の有無		
		業務継続計画策定の有無 感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応	□ 感染症又は災害発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応		(通所介護に同じ)
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算	(適所介護に同じ) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(通所介護に同じ) (通所介護に同じ)
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係	(通所介護に同じ) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧去 ○ 資格征の写し	
通所リハビリテ		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算 リハビリテーションマネジメント加算	(通所介護に同じ) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧去 ○ 資格征の写し	
ーション(介護		感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入溶介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 公医師による説明	(通所介護に同じ) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 資格証の写し (通所介護に同じ) -	
	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 人給介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 返医師による説明 認知症短期集中リハビリテ	(通所介護に同じ) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧去 ○ 資格征の写し	
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入治介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 起発的による説明 による説明 では、よの説明 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ) ○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 資格証の写し (通所介護に同じ)	
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入治介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 認知による説明 コリン・ション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制	(通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  資格証の写し (通所介護に同じ)  (	(通所介護に同じ)
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入治介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 起発的による説明 による説明 では、よの説明 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  資格証の写し (通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表  理学療法士、作業療法士、言語態党士の免許証の写し  生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し  (通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表  理学療法士、信業療法士、言語態党士の免許証の写し  (通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 を医師による説明 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  資格証の写し (通所介護に同じ)  (	(通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  (連所介護に同じ)  本験務形態―要表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じび要な中ービス場供物間、介護・不嫌職員(ケービス場供
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入治介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 認知による説明 コリン・ション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制	(通所介護に同じ)  (番考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 (適所介護に同じ)  (総所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 (事学療法士、作業療法士、言語態度士の免許証の写し 生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し (通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 管理条養士の免許証の写し (通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 管理条養士の免許証の写し (通所介護に同じ)  (別紙22) 中重度者ケア体制加算に係る届出書  (別紙22-2) 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)	(通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  ※勤務形態―覧皮だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数以応じて必要なかールスを提供する。 利用者数以応じて必要なかールスを提供する。 中央名を保持して、企業組織は利用と人間を、企業と対し歯体を関とす。 第48年 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 を医師による説明 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)  (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (資格証の写し (通所介護に同じ)  (・	(通所介護に同じ) (通所介護に同じ) (通所介護に同じ)  京勘務形態―販表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・不護職員(サービス提供時間、介護・不護職員)の提供時間が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能が、可能
ーション(介護 予防通所リハビ	加算等	感染症又は災害の発生を理由とする利用者 数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 リハビリテーション提供体制加算 入浴介助加算 リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算に係 を医師による説明 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算	(適所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  資格証の写し (通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 理学療法士、作業療法士、言語観生土の免許証の写し 生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し  生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し  通所介護に同じ)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 管理栄養土の免許証の写し (通所介護に同じ)  (別紙22-2) 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)  (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧去	(通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  (通所介護に同じ)  ※勤務形態・電東だけで加配の要件を確認できない。 1 日本 1 日

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	dana Anton Anton		Not I tabelini	Construction and Construction
サービス	加算等	届出項目	「加算 I 、 II 、 II 共通 ]	留意事項 ※1及び※2については、同様の内容が記載され
			○ (別紙14-3) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1	ている資料を事業所で作成している場合は、その 資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法
YZ (		サービス提供体制強化加算	○ リーと < 使	により算出した前年度 (3月除く) の平均を用い
通所リハビリテ ーション(介護	days Anton Anton		<ul><li>○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表(参考様式1)※2</li><li>○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合</li></ul>	ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含
予防通所リハビ	加算等		<ul><li>○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合</li><li>○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合</li></ul>	む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
リテーション)		人-推動		(*************************************
		介護職員等処遇改善加算 一体的サービス提供加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		(介護予防のみ)	=	
		夜勤勤務条件基準	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
			<ul><li>○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点</li></ul>	
		) t we filested	① 日中、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。	
		ユニットケア体制	② 夜間・深夜、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。	
			③ ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。	
		the state of the state of the single-state or the state	○ ユニットリーダー研修修了書の写し	
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無		
		共生型サービスの提供		
		(短期入所事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
			○ (別紙21) 生活相談員配置等加算に係る届出書	
		生活相談員配置等加算	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 生活相談員の資格証、経歴書</li></ul>	
			○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	
		生活機能向上連携加算	□ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態□覧表	
		機能訓練指導体制	○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		個別機能訓練体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
			【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】	all Maddenin as A official 1 for \$1 Made as \$100 May 10 Ma
			<ul><li>○ (別紙25) 看護体制加算に係る届出書</li><li>● 看護師、准看護師の免許証の写し</li></ul>	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入戸 生活介護については、加算算定の可否はそれぞれ 行うことになりませれる。 無数系統 医表は他に
			<ul><li>○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付一任意様式)</li><li>○ 連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの)</li></ul>	行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況 が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係]
		看護体制加算	[加算I、IV]	Q&A (vol. 1) 78参照]
			○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	Falsa Africano and I
			【加算Ⅲ、Ⅳ】	【加算Ⅲ、IV】 ※利用実人員数又は利用延人院数は前年度(3月
			○ 前年度又は前3月の要介護3~5の者が占める割合を示す根拠資料(月ごとに利用者総数及び要介護3~5の者の総数が分かる資料)	除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当た りの実績
		医療連携強化加算	○ (別紙26) 医療連携強化加算に係る届出書	
			<ul><li>○ (別紙13) 看取り連携体制加算に係る届出書</li><li>○ 訪問看護ステーション等との連携により利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を整備していることが確認できる書類(看護体制加</li></ul>	
			算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合)	
		看取り連携体制加算	<ul><li>○ 看取り期における対応方針</li><li>○ 看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について適宜見直しを行っていることが確認できる書類</li></ul>	
短期入所生活介			<ul><li>○ 看取りを行う際、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意していることが確認できる書類(個室又は静養室など、見取り行う場所の平面図等)</li></ul>	
護(介護予防短 期入所生活介	加算等		○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料	
護)			【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】	
		夜勤職員配置加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に保る確認表(参考計算様式⑥)	
			【加算Ⅲ、Ⅳのみ】  へ 本路は囲せる話じで打磨される正常雑島ともいかな祖刊よの性気体もんな雑雑品の次枚な体(物な祖刊にからえる歌はまなど物な祖刊可能も	
			<ul><li>○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)</li></ul>	
		テクノロジーの導入	○ (別紙27) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書	テクノロジーの導入により緩和された基準で 変勤職員配置加算を算定しようとする場合に
		(夜勤職員配置加算関係)	○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの)	提出する。
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		送迎体制 口腔連携強化加算	<ul><li>○ 送迎者の車検証の写し</li><li>(訪問介護に同じ)</li></ul>	(訪問介護に同じ)
		療養食加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	AMPLIANT RECEIPT ON
			<ul><li>○ 管理栄養士又は栄養士の資格証の写し</li><li>【加算1、II 共通】</li></ul>	
			○ (別紙12-2) 認知症専門ケア加算に係る届出書	
			○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し	
		認知症専門ケア加算	○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類	
			<ul><li>○ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類</li><li>【加算Ⅱ】</li></ul>	
			<ul><li>○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し</li><li>○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況</li></ul>	
			<ul><li>○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況</li><li>【加算Ⅰ、Ⅱ共通】</li></ul>	
			<ul> <li>○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況</li> <li>【加算 I、 I 共通】</li> <li>○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書</li> </ul>	Market Miles and American Market Charges 1 to 1
		生産性向上推進体制加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 【加算 I、 I 共通】 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I】	※1の様式については、厚生労働省田よりタ ウンロードしてください。
		生産性向上推進体制加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 【加算 I、 I 共通】 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I】 ○ (別紙2) 生産性向上推進体制加算 (I) の算定に関する取組の成果 ※1	※1の様式については、厚生労働省田よりタ ウンロードしてください。
		生産性向上推進体制加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 【加算 1、 用 技通】 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 1	※1の様式については、厚生労働省田よりタ ウンロードしてください。
		生産性向上推進体制加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 【加算 I、 I 共通】 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I】 ○ (別紙2) 生産性向上推進体制加算 (I) の算定に関する取組の成果 ※1	ウンロードしてください。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方
		生産性向上推進体制加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 「加算1、 耳 共通1 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算1   (別紙2) 生産性向上推進体制加算(I) の算定に関する取組の成果 ※1 ○ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組が確認できる資料 【加算1、Ⅱ、Ⅲ共通】	ウンロードしてください。 ※職員の割合の算出に当たっては、常筋機算方 により算出した前年度(3月除く)の平均を用 る。
			○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況 「加算 I、 耳 共通 I  ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I I  ○ (別紙2.2) 生産性向上推進体制加算 ( I ) の 算定に関する取組の成果 ※1  ○ 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組が確認できる資料 【加算 I、 II、II 共通 I  ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算に関する資料 (参考計算様式页) ※ 1	ウンロードしてください。
		生産性向上推進体制加算サービス提供体制強化加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況  「加算 I	京職員の割合の算出に当たっては、常勤機算力により算出した前年度(3月除く)の平均を用 たより算出した前年度(3月除く)の平均を用 ただし、前年度の実績が5月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を ジ)については、届出日の解する月の前9月に
			○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況  【加算Ⅰ、Ⅱ 共通】 ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に保る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算Ⅰ】 ○ (別紙 2) 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) の算定に関する取組の成果 ※1 ○ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組が確認できる資料 【加算Ⅰ、Ⅲ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算核式页) ※1 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算核式页) ※1 ○ 職員の割合発出に必要なよ用数分の従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表 (参考條式1) ※2	学職員の割合の算出に当たっては、常勤機算方 により算出した前年度(3月除く)の平均を用 たたし、前年度の実績が6月に満たない事業所 たたし、前年度の実績が6月に満たない事業所を お)については、届出日の属する月の前3月に いて、常勤機等方法により第1した平均を用い こと (併設する短期入所生活ケ護がある場合は、験
		サービス提供体制強化加算	○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況  【加算 I、 I 共通 ] ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I ] ○ (別紙 2) 生産性向上推進体制加算 ( I ) の算定に関する取組の成果 ※1 ○ 職員回適面のを控制分担 ( いわゆる介護助手の活用等) の取組が確認できる資料 【加算 I、 II、 II 共通 ] ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する原料・参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合業用に必要な利度が関係と関する原料・参考計算様式⑦ ※1 ○ 職員の割合業用に必要な利度が可能を対して対象が必要を対しませなの場合を制度が勤務形態一覧表(参考様式I) ※2 ○ 介護福祉士の資格部の写し ※該当する場合 ○ 勤能 I 0 年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤能 I 0 年以上の分かる書類 ※該当する場合	学職員の割合の算出に当たっては、常勤機算が により算出した前年度(3月除く)の平均を用 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所を む)については、届出日の属する月の前3月に いて、常勤修業方法により第11と平均を用 に、保護が高大路により第11と平均を用 に、保護が高います。
			○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況  【加算 I、 I 共通 ] ○ (別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算 I ] ○ (別紙 2) 生産性向上推進体制加算 ( I ) の算定に関する取組の成果 ※1 ○ 職員回適面のを控制分担 ( いわゆる介護助手の活用等) の取組が確認できる資料 【加算 I、 II、 II 共通 ] ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する原料・参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合業用に必要な利度が関係と関する原料・参考計算様式⑦ ※1 ○ 職員の割合業用に必要な利度が可能を対して対象が必要を対しませなの場合を制度が勤務形態一覧表(参考様式I) ※2 ○ 介護福祉士の資格部の写し ※該当する場合 ○ 勤能 I 0 年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤能 I 0 年以上の分かる書類 ※該当する場合	泰職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方に により算出した前年度 (3月除く) の平均を用 る。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所をを が) については、届出日の属するりの前3月に して、 を選換算方法により算出した平均を用い こと、 ・併設する短期入所生态介護がある地では、助算 実能等に基うを扱うるである。 ・併設する短期入所生态介護があるがにより算出して

サービス	4.44	Busto	On the	One observation with
	加算等	届出項目	添付書類  ○ (別紙29) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6	留意事項
, ,	施設等の	基本型・在宅強化型	年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2) 介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出	
	区分(老健)		書(※令和6年10月サービス提供分以降) ・ 算定の根拠となる書類	
	<i>VC</i> /	療養型	○ (別紙29-3) 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書	
		500 Sec. 110	<ul><li>算定の根拠となる書類</li><li>(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
	施設等の 区分(病		<ul><li>○ 看護職員の資格を証する書類の写し</li><li>○ (療養機能強化型に該当する場合) (別紙29-4) 病院又は診療所における短期入所療養介護 (療養機能強化型) の基本施設サービス費に</li></ul>	
	院療養 型、診療	Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型療養機能強化型等	係る届出書	
	所型)		<ul><li>○ (療養機能強化型に該当する場合) 各要件を満たす書類</li><li>○ (病院経過型スはユニット型病院経過型に該当する場合)介護老人保健施設等への移行準備計画</li></ul>	
		v Wil v Wil de pui A after-et-mi-let-	○ (別紙30) 介護医療院 (I型) の基本施設サービス費に係る届出書、又は (別紙30-2) 介護医療院 (I型) の基本施設サ	
		I 型、 II 型、特別介護医療院等	ービス費に係る届出書	
		夜間勤務条件基準	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 夜勤職員数を満たさないこと (満たすこと) を示す資料 (算出方法等)</li></ul>	
	施設等の	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	区分(介 護医療院	ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
	型)	高齢者虐待防止措置実施の有無	=	
		業務継続計画策定の有無	- ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		夜勤職員配置加算	<ul><li>○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥)</li><li>○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な</li></ul>	
		0	事業者であることを証する書類)	
		リハビリテーション提供体制 (老健:言語聴覚療法、精神科作業療法、		
		その他) (病院診療所等:理学療法 I、作業療	○ 「リハビリテーション指導管理」等に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し	
		法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その		
		認知症ケア加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		認知症グア加昇 療養環境基準 (病院療養型)	<ul><li>○ 平面図</li><li>○ 寮養環境基準の変更がわかる書類(平面図(廐下幅を明記すること。))</li></ul>	
Emase*,			○ 旅養寒煙基準の変更がわかる書類(中国図(帰下幅を明記すること。)) ○ 医療法施行規則第49条が適用されていることが分かる書類	
短期入所療養介 護(介護予防短		医師の配置基準 (病院療養型)	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
期入所療養介		設備基準	○ 平面図(廊下幅を明記すること。)	
護)		食堂の有無(診療所型)	<ul><li>○ 平面図</li></ul>	/ Nat 2011 A 446 ( + 128 1 to )
		若年性認知症利用者受入加算	<ul><li>(通所介護に同じ)</li><li>○ (別紙29) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※合和6</li></ul>	(通所介護に同じ)
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2) 介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 (※今	
		III GOOD III GOOD AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	和6年10月サービス提供分別降) ○ 算定の根拠となる書類	
		送迎体制	<ul><li>→ 井上が広院となり首々</li><li>-</li></ul>	
		口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		特別療養費項目		
		(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、 集団コミュニケ	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し	
		ーション療法)		
			【加算 I】  (本地・サン) 分金地の加速な付金用では数な正常・原本・	
		療養体制維持特別加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 転換前の病棟の証明	
			【加算Ⅱ】  ○ (即位面 2) 公益表 1 (日静松地 (好義和)) の甘土松地 地 レフ 東耳 7 8 安美 1 (和) 1 - 1 万 7 月 山土	
			○ (別紙29-3) 介護老人保健施設 (療養型) の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算 (II) に係る届出書 ○ 算定の根拠となる書類	
		療養食加算	//c-life a mer of the first term to h	(Internal of the Authority)
		認知症専門ケア加算 生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		重度認知症疾患療養体制加算	○ (別紙31) 介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書	
		特定診療費項目(病院療養型・病院経過型	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の	
		17)	季じ 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】	
			○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書	※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法 に上り算出した前年度(3月除く)の平均を用い
			○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1	る。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所
		サービス提供体制強化加算	○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2	(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月につ
			<ul><li>○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合</li><li>○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合</li></ul>	いて、常勤換算方法により算出した平均を用いる こと
			○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	
短期入所療養介		併設本体施設における介護職員等特定処遇 改善加算 I の届出状況	-	
	加算等			(訪問介護に同じ)
護(介護予防短		A sett with Ell Arts for 198 of 1995 have feet		
	Maga q	介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(MANAGAT INSTITUTE OF
護(介護予防短 期入所療養介	20 P. C.			(MANA) I ISS (C. P. C.
護(介護予防短 期入所療養介	2049F-0	職員の欠員による減算の状況	(訪問介護に同じ) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(NOTINE) INC. THE CO.
護(介護予防短 期入所療養介				(Moreova Bellion of C)
護(介護予防短 期入所療養介	West d	職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止散組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	○ (参考様式1) 従業者の助務体制及び動務形態一覧表 = = -	(MANA) BENING
護(介護予防短 期入所療養介	7009T-Q	職員の欠員による滅算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措御実施の有無 業務継続計画策定の有無 入居継続支援加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(MATHER) BE WITH BY
護(介護予防短 期入所療養介	W-94- G	職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止敗組の有無 高齢者虐持助止措御実施の有無 業務継続計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入		見守り機器等の導入により緩和された基準で入路
護(介護予防短 期入所療養介		職員の欠員による被算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無 薬務継続計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係)	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  - (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  - (別紙32) 不可能を支援加算に係る届出書	
護(介護予防短 期入所療養介		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待助止措置実施の有無 薬務継続計画策定の有無 大居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連携加算	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  (別紙32) テクノロジーの導入による人居継続支援加算に関する届出書  平面図 (見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの)  (事件を満たすことが介かる鑑事概要  (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	見守り機器等の導入により緩和された基準で入路
護 (介護予防短期入所療養介護)		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画推定の有無 入居継続支援加算 アクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上準携加算 個別機能訓練加算	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  □ (別紙22) 入限継続支援加算に係る届出書  □ (別紙22) 入児継続支援加算に係る届出書  □ 第定の根拠となる書類  □ (別紙222) テクノロジーの選入による入居継続支援加算に関する届出書  □ 平面図 見やり機器の配置を明示)、写真 (見やり機器等の配置が確認できるもの)  要件を前さすことが分かる意事報要  □ 第定の機能となる書類  □ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 機能訓練情率異負の資格証の写し	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護 (介護予防短期入所療養介護) 一方所療養介養 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方	加算等	職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待助止措置実施の有無 薬務継続計画策定の有無 大居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連携加算	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表  - (別紙32) 入陸継続支援即算に係る届出書	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居
護(介護予防短 期入所療養介 護) 特定施設 大居 大居 大 生 活 防 等 進 治 大 所 後 、 後 、 大 所 後 、 後 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 た 長 た 長 た 長 た 長 た 長		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画推定の有無 入居継続支援加算 アクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上準携加算 個別機能訓練加算	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表  - (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護 (介護予防短期入所療養介護) 一方所療養介養 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画推定の有無 入居継続支援加算 アクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上準携加算 個別機能訓練加算	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  □ (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  □ 第定の根拠となる書類  □ (別紙322) テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書  □ (別紙322) テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書  □ (別紙322) デクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書  □ (別紙32) で、	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護(介護予防短 期入所療養介 護) 特定施設 大居 大居 大 生 活 防 等 進 治 大 所 後 、 後 、 大 所 後 、 後 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 た 長 た 長 た 長 た 長 た 長		職員の欠員による減算の状況  身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措理実施の有無 悪務維統計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連構加算 個別機能調練加算  ADL維持等加算 (申出) の有無	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により緩和された基準で入歴 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護(介護予防短 期入所療養介 護) 特定施設 大居 大居 大 生 活 防 等 進 治 大 所 後 、 後 、 大 所 後 、 後 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 た 長 た 長 た 長 た 長 た 長		職員の欠員による減算の状況  身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措理実施の有無 悪務維統計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連構加算 個別機能調練加算  ADL維持等加算 (申出) の有無	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書  (別紙32) 入居継続支援加算に開する届出書  (別紙32) アクノロジーの導入による人居継続支援加算に関する届出書  (別紙32) アクノロジーの導入による人居継続支援加算に関する届出書  (別紙32) 東定の世機となる書類  (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 機能到維情導員の資格証の写し  (別紙33) 従期者護体制加算に係る届出書  (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  ・ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  ・ (参考様式1)従業者の勤務体制及可勤務形態一覧表  ・ 金要に応じ健康上の管理等を行う体制を確保していることが確認できる書類  ・ 重度化した場合における対応に係る指針の写し  「加算 II 】	見守り機器等の導入により緩和された基準で入歴 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護(介護予防短 期入所療養介 護) 特定施設 大居 大居 大 生 活 防 等 進 治 大 所 後 、 後 、 大 所 後 、 後 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 た 長 た 長 た 長 た 長 た 長		職員の欠員による減算の状況  身体拘束廃止取組の有無  高齢者虐待防止措置実施の有無 業務総統計画産の有無 入居継続支援加算 アクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 ADL維持等加算(申出)の有無  夜間看護体制加算	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙32) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。 (通所介護に同じ)
護 (介護予防短 期入所療養介 護) 特定施設 長居介 度 生活介特 定施設入		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 高齢者度特防止槽覆送筋の有無 業務継続計画策定の有無 入民継続支援加算 テクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連件加算 個別機能訓練加算 心心維持等加算(申出)の有無 心心維持等加算(申出)の有無	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙22) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居 継続支援加算を算定しようとする場合に提出す る。
護 (介護予防短期入所療養介護) 護) 特定施設 (日本) 特定施設 (日本) 特定施設 (日本)		職員の欠員による減算の状況 <b>身体拘束廃止取組の有無</b> 高齢者債持防止措置実施の有無 業務維統計画策定の有無 素務維統計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算) 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算  AUL建持等加算 (申出) の有無  校問看護体制加算  著年性認知症利用者受入加算 科学的介護推進体制加算	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙(2) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により級和された基準で入居 継続支援加算を幕定しようとする場合に提出す る。 (通所介護に同じ)
護 (介護予防短期入所療養介護) 護) 特定施設 (日本) 特定施設 (日本) 特定施設 (日本)		職員の欠員による減算の状況  身体拘束廃止取組の有無  高齢者虐待防止措置実施の有無 業務総統計画産の有無 入居継続支援加算 アクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 ADL維持等加算(申出)の有無  夜間看護体制加算	(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙32) 入居離較支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により級和された基準で入居 継続支援加算を幕定しようとする場合に提出す る。 (通所介護に同じ)
護 (介護予防短期入所療養介護) 護) 特定施設護 (和設 大居介設 大居介設 大信所幹定施設 大島で、 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の		職員の欠員による減算の状況 <b>身体拘束廃止取組の有無</b> 高齢者債持防止措置実施の有無 業務維統計画策定の有無 素務維統計画策定の有無 入居継続支援加算 デクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算) 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算  AUL建持等加算 (申出) の有無  校問看護体制加算  著年性認知症利用者受入加算 科学的介護推進体制加算	(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  - (別紙22) 入居継続支援加算に係る届出書	見守り機器等の導入により級和された基準で入居 継続支援加算を幕定しようとする場合に提出す る。 (通所介護に同じ)

サービス	加算等	届出項目	旅付書類	留意事項
		1	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】	
		1	<ul><li>○ (別紙35) 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 【加算1】</li></ul>	
		高齡者施設等感染対策向上加算	○ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることが確認できる書類 ○ 対力医療機関やしの関で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることが確認できる書類	
		1	<ul><li>○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めたことが確認できる書類</li><li>○ 院内感染対策の研修または訓練を確認できる資料(参加した日時が明記されているもの)</li></ul>	
		1	【加算Ⅱ】	
		生産性向上推進体制加算	<ul><li>○ 施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を確認できる資料(実施した日時が明記されているもの)</li><li>(短期入所生活介護に同じ)</li></ul>	(短期入所生活介護に同じ)
特定施設入居者			【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】	
生活介護(介護	加算等		○ (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※ 1	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その
予防特定施設入	/III 34 17			資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法
居者生活介護)		サービス提供体制強化加算	○ 聯長の朝人第1117 2 2 調み日報八の公売成の地球協利用では地ででは、際報(小派婦子)、200	により算出した前年度 (3月除く) の平均を用い ス
		ク こと、足を下中的 は1070事	<ul><li>○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)※2</li><li>○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合</li></ul>	ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所
			<ul><li>○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合</li><li>○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合</li></ul>	(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる
			O 3000 1000 370 0 1100 7 0 00 11	いて、常動換昇方法により昇出した平均を用いる こと
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
			○ 短期利用特定施設入居者生活介護費に関する確認表 (参考計算様式⑤)	
		職員の欠員による減算の状況	<ul><li>○ 有料老人ホームの運営規程又は重要事項説明書の写し</li><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
		身体拘束廃止取組の有無	-	
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	<del>-</del> -	
特定施設入居者		夜問看護体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
生活介護(短期		若年性認知症利用者受入加算 宣齡者施設等國訊社等向上加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
利用)		高齢者施設等感染対策向上加算 生産性向上推進体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		特別地域加算		
福祉用具貸与		中山間地域等における小規		
(介護予防福祉 用具貸与)	加算等	模事業所加算 (地域に関する状況)	(社用小鎌ヶ同で)	(北明今端に同じ)
用具質牙)		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		ケアプランデータ連携システムの活用及び	○ ケアプランデータ連携システムを利用していることが確認できる書類	
		事務職員の配置の体制 特別地域加管	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		中山間地域等における小規模事業所加算		
		(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)		
		特定事業所集中減算	○ 特定事業所集中減算判定様式 ※80%を超えているが正当な理由と認められたことにより減算ありからなしとなる場合は、正当な理由と認められた市からの通知の写し	
			【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】	
		1	<ul><li>○ (別紙36) 特定事業所加算 I ~ III・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所 [加算A]</li></ul>	
			○ (別紙36-2) 特定事業所加算Aに係る届出書(居宅介護支援事業所)	
			【加算 I、Ⅱ、Ⅲ、A共通】 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
			○ 主任介護支援専門員の研修の修了証(写)	
			○ 介護支援専門員証の写し ○ 利用水体加・ル・レス提供しの印音車環体の伝染を見めししも合業の支担めも開催も2020であるとで約(合業と等)会業の出席する業事は	
		1	<ul><li>○ 利用者情報・サービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(介護次第、介護の出席表、議事録等)</li></ul>	
		1	○ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事が確認できる書類 ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類	
		1	<ul><li>○ 介護支援専門員についての研修計画(「全体の研修計画」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽</li></ul>	
居宅介護支援	加算等	特定事業所加算	出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類	※「定期的」とはおおむね週1回以上開催し
- I - I - I - I - I - I			○ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供し	ていること
		1	ていることが確認できる書類 ○家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関す	
			る事例検討会、研修等に参加していることが確認できる資料	
		1	<ul><li>○ 居宅介護支援における「特定事業所集中減算判定様式」(加算の算定開始月の減算適用の有無が確認できるもの)</li><li>○ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45名未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満)であることが確認できる</li></ul>	
		1	資料	
		1	○ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが確認できる資料	
		1	※加算 (A) において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類	
			<ul><li>○ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していることが確認できる資料 ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類</li></ul>	
		1	【加算Ⅰのみ】	
			<ul><li>○ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料</li><li>○ (別紙36) 特定事業所加算1~Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業</li></ul>	<del>                                     </del>
		1	所)	特定事業所加算加算(I)~
		特定事業所医療介護連携加算	<ul><li>○ 退廃・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上であることが確認できる資料</li><li>○ ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上(※)算定していることが確認できる資料</li></ul>	(Ⅲ)を算定している場合に算定可能。
		1	※令和7年3月31日までの間は5回以上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は令和6年3月における算定回数に3を乗じ	
			た数に令和6年4月から令和7年2月までの間における算定回数を加えた数が15以上。	
		ターミナルケアマネジメント加算	○ (別紙36) 特定事業所加算 I ~Ⅲ・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)	
			○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	
A see of selection of the control of		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算		
介護予防支援(居宅介護 支援事業者)	加算等	(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)		
		いたがに関するかかり		I.

サービス	加算等	届出項目	派付書輯	留音事項
#-EX	川昇寺	夜間勤務条件基準	个護福祉施設サ+491:497-ビス	留息争坦
		職員の欠員による減算の状況	<ul><li>○ 夜間職員数を満たさないこと (満たすこと) を示す資料 (算出方法等)</li><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表</li></ul>	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無		※運営基準における事故の発生又は再発を防
		安全管理体制	-	止するための措置が講じられていない場合は 減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	3330
		業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの実施の有無	== ==	
		日常生活継続支援加算	<ul><li>○ (別無37) 日常生活継続支援加算に関する届出書</li><li>○ 入所者の状況が確認できる書類</li></ul>	
			○ 算定の根拠となる書類(介護福祉士の資格証の写し、(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表等)	
		テクノロジーの導入	<ul><li>○ (別紙37-2) テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書</li><li>○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの)</li></ul>	見守り機器等の導入により緩和された基準で日常 生活支援加算を算定しようとする場合に提出す
		(日常生活支援加算関係)	<ul><li>○ 要件を満たすことが分かる議事概要</li><li>○ 算定の根拠となる書類</li></ul>	工台文技が発を発化しよりこりも物合に提出する。
		看護体制加算	【加算1、II共通】 (別報びこ2 若護体制加算に係る届出書)  看護郎、推客護師の免許証の写1  佐業者の勤務体制及び勤務形態―覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式)  連携の内容のわかるもの (対応窓口、連携事業所が明記されたもの) 【加算1】  24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所 生活が謙について、加算算定の可否はそれぞれ行 うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が 分かるように記載額います。 [旧21.3相21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参照]
		夜勤職員配置加算	② 20年間の市場取得できる時間を定期している。この地域ときる音楽 【加算 I、 II、 II、N 共通 I ○ (参考株元)) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配配加算に係る確認表(参考計算様式⑥) 【加算 II、 III ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)	
		テクノロジーの導入	○ (別紙27) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤
		(夜間職員配置加算関係)	○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの)	職員配置加算の算定しようとする場合に提出す る。
		準ユニットケア体制	<ul> <li>(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点</li> <li>①日中、準エニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。</li> <li>②夜間・深夜、2 準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。</li> <li>③ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。</li> <li>③エニリンで写真</li> </ul>	
		生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算		
		個別機能訓練加算 ADL維持等加算〔申出〕の有無	○ (参与状式) 化来有の勤務体制及び勤務形態一見衣○ 機能訓練指導員の賃格証の予し (通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算		(地)万万 酸(こ内) (5)
		常勤専従医師配置	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		精神科医師定期的療養指導	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 医師免許証の写し</li></ul>	
		障害者生活支援体制	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表</li><li>○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し</li></ul>	
介護福祉施設サ			○ (別紙38)栄養マネジメント体制に関する届出書	
月 暖田忸	加算等	栄養マネジメント強化体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		配置医師緊急時対応加算	○ (別紙39) 配置医師繁急等対応加算に係る届出書 ○ 参考株工) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師の資格証の写し ○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対で確な体制が確認できる書類	
		看取り介護体制	② (空間のから 組入が物のが聴かとう 登場 図 (別紙が) 者取り介護を制に係る届出書 (別紙が) 者取り介護を制に係る届出書 (まされ) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 オンコール体制に関する取り決め (指針・マーニュアル等) の写し	※加算Ⅱを取得する場合は配置医師繁急時対 応加算の届出をしていることが必要
		在宅・入所相互利用体制 認知症専門ケア加算	- (短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	【加算1、Ⅱ・池】 ○ (別紙の)窓知能チームケア推進加算に係る脳出書 ○ 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合の算定資料○ 行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類 【加算1】 ○ 認知能介養指導者養成研修の修了証の写し、及び認知症チームケア推進研修の修了証の写し 【加算1】	
		褥瘡マネジメント加算	○ 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し、及び認知症チームケア推進研修の修了証の写し ○ (別紙41) 褥瘡マネジメント加算に関する届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用 によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必 要。
		排せつ支援加算	-	へ。 LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用 によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必 要。
		自立支援促進加算	-	LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用 によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必 要。
	I	科学的介護推進体制加算		LIFEへの登録要
		安全対策体制	<ul><li>○ 外部研修を受けたことの分かる書類</li><li>○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることが確認できる書類</li></ul>	
		高齢者施設等感染対策向上加算 生産性向上推准体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)
		and the second s	【加算 I 、II 、II 共通】  ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書	(本期人が年上高)「徳に同し) ・※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 環料でかまいません。 ※職員の割合の棄用に当たっては、常勤機算方法 により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。
		サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算様式⑦) ※1     ○ 職員の割合算出に必要な力製が企業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 (参考様式1) ※2     ○ 介護福祉士の資格証の早し ※該当する場合     ⑤ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合     ⑤ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	ただし、前年度の実績が6月に満たたい事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を お)については、届出日の属する月の前3月につ いて、常勤機算方法により算出した平均を用いる こと
		△维藤 B 版 In 图 Jt 第十二年	7#BA\$(10011)	・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務 実態等に基づき按分するなどの方法により算出し てください。 (21)即令第12(円)(2)
	l	介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
, , ,	770 97- 13	MER X D	○ (別紙29) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6	B.E. T. X
	施設の区	基本型・在宅強化型	年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2) 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令	
	分		和6年10月サービス提供分以降) ○ 算定の根拠となる書類	
		療養型	<ul><li>○ (別紙29-3) 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書</li><li>○ 算定の根拠となる書類</li></ul>	
		夜間勤務条件基準	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		安全管理体制		※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は
				滅算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	<del>-</del> -	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<ul><li>一 (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
		夜勤職員配置加算	<ul><li>○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥)</li><li>○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な で動時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な</li></ul>	
		an last le lin that years a statistical	事業者であることを証する書類)	
		認知症短期集中リハビリテーション実施加 算	-	
		認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算	(短期入所療養介護に同じ) -	(短期入所療養介護に同じ)
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	○ (別版空) 介護を人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 (※令和6年9月サービス提供分まで) ○ (別版空-2) 介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 (※令和6年10月サービス提供分以降) ○ 算定の根拠となる書類	
		ターミナルケア体制 株別教存典が第一日 (全会セ素連合体理化	-	
		特別診療費加算項目(重症皮膚潰瘍管理指 導、薬剤管理指導)	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		療養体制維持特別加算	○ (III(d)(v)	
		栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		療養食加算	○ 管理栄養士の免許証の写し	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		リハビリテーション提供体制	○ 「リハビリテーション指導管理」等に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し	
		リハビリ計画書情報加算	-	
		褥瘡マネジメント加算 排せつ支援加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		自立支援促進加算		V V D
		科学的介護推進体制加算	<ul><li>○ 外部研修を受けたことの分かる書類</li></ul>	LIFEへの登録要
		安全対策体制 科学的介護推進体制加算	○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類	
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
A =# /□ /a++-=□ 1		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
介護保健施設サ ービス			【加算 I、II、II共通】 ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書	・※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法
	加算等	サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1	により算出した前年度 (3月除く) の平均を用い る。
				ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含 む)については、届出日の属する月の前3月につ いて、常勤換算方法により算出した平均を用いる
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	こと (訪問介護に同じ)
		Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院等	○ (別紙30) 介護医療院 (I型) の基本施設サービス費に係る届出書、又は (別紙30-2) 介護医療院 (I型) の基本施設サービス費に係る届出書	
		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	<u>-</u>	※運営基準における事故の発生又は再発を防
		安全管理体制	=	止するための措置が講じられていない場合は 減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	= =	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-	
		療養環境基準 (病院療養型) 若年性認知症患者 (利用者) 受入加算	○ 療養環境基準の変更がわかる書類(平面図(廊下幅を明記すること。))	
			○ (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書	
		栄養マネジメント強化体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養土の免許証の写し	
		療養食加算 特別療養費項目	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、		
		集団コミュニケーション療法)	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		リハビリテーション提供体制		
		(病院診療所等:理学療法 I、作業療法、 言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)		
		リハビリテーション・口腔・栄養に係る計 画の提出	-	
		認知症短期集中リハビリテーション加算	-	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		重度認知症疾患療養体制加算 排せつ支援加算	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		自立支援促進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		科学的介護推進体制加算 安全対策体制	□ 外部研修を受けたことの分かる書類 □ 小会体等が明また場合。 中会体等との体令との体令となるとなって、まましたの書類	LIFEへの登録要
		高齢者施設等感染対策向上加算	<ul><li>○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類 (特定施設入居者生活介護に同じ)</li></ul>	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(介護保健施設サービスに同じ)	(介護保健施設サービスに同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)

	施設の区 分	Ⅰ型、 Ⅱ型、特別介護医療院等	○ (別紙30) 介護医療院 (I型) の基本施設サービス費に係る届出書、又は(別紙30-2) 介護医療院 (I型) の基本施設サービスに係る届出書	
		夜間勤務条件基準	Secretary and American Secretary (American Secretary)	//○He 1 団(紅)線 人(株)→ 同 [ * \
		職員の欠員による減算の状況	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	_	
		安全管理体制	-	※運営基準における事故の発生又は再発を財 止するための措置が講じられていない場合は 減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無		
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無		
		療養環境基準 (病院療養型)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類(平面図(庭下幅を明記すること。))	
		若年性認知症患者 (利用者) 受入加算		
		栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書	
			○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表○ 管理栄養士の免許証の写し	
		療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		特別療養費項目		
		(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、 集団コミュニケ		
介護医療院		ーション療法)	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
「護体療院	加算等	リハビリテーション提供体制		
		(病院診療所等:理学療法 I、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)		
		リハビリテーション・口腔・栄養に係る計 画の提出	-	
		認知症短期集中リハビリテーション加算		
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同
		iiが四北 / シンプ 7世紀/pp	UI 接触性に悪政 リー し へ に pg し /	r)
		重度認知症疾患療養体制加算	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
		排せつ支援加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同
		自立支援促進加算		<b>U</b> )
		科学的介護推進体制加算	_	
		安全対策体制	<ul><li>○ 外部研修を受けたことの分かる書類○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類</li></ul>	
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		ルーンラ報併及をおかり加管	/人権用品格が私は、12gyを開せ入	(介護保健施設サービスに同
		サービス提供体制強化加算	(介護保健施設サービスに同じ)	(تا
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)

### 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	サービフ	加算等	臣中境日	<b>光</b> 什幸糧	留意事項
### 2000 전 100 1 100 100 100 100 100 100 100	サービス	施設等の			・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場
### 1995			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算	一 (訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
1987年	定期巡回・随時		(規模に関する状況) 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	(訪問者護に同じ)	(訪問看護に同じ)
日本	対応型訪問介護 看護	加算等	ターミナルケア体制	【加算 1 、 11 共通】	いては、「障害福祉サービス事業所、児童福
(中国			総合マネジメント体制強化加算	【加算 1】  ○ 日常約に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類  ○ 下記②~③のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料  ○ 原設・新福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること (※)  ② 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること  ③ 市町村村実施する漁・の場や在で販券・介藤連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること	(R6.1.22「令和6年度介護報酬改定における
### 100mm			認知症専門ケア加算		(訪問介護に同じ)
情報				○ (別紙14) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ 従業者ごとの研修計画 (従業者が多い場合は見本として数件抽 出) 」、事業の一環として実施する研修であることが介かる書類等) の利用者に関する情報者して実施する研修であることが介かる書類等 の利用者に関する情報者し、はサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 (会議次第、会議の出席支 議事録 (周近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断交期的な実施を解るで通常を含まる書類 (全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等 (健康診断実施結果を活付する場合は個人の結果は強りのふすこと) ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 (参考様式1) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算株式①)	により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。 る。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含 む)については、届出日の属する月の前3月につ
		加算等		【加算 1】      加算 1 は介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算 1 1 1 介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算 11 1	※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
本の		<u> </u>		(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
###				<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類</li></ul>	
************************************		加算等	中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)		(訪問介護に同じ)
超過から過じた必要のからと			サービス提供体制強化加算	(訪問入浴介護に同じ)	
### 1985年 2月 日本					(訪問介護に同じ)
###			感染症又は災害の発生を理由とする利用者	○ (参考株式1) 往業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
位立の総本等所、児童秘を支援事所、 日本機能を経済等から、 工業等 (大きな) (一般所介書に同じ) (他所介書に同じ) (他所				(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
地域密著型通所 介護			自立訓練事業所、児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所)		
地域化着型通所			入浴介助加算		(通所介護に同じ)
超回機能 回転				<ul><li>● 看護職員の資格証の写し</li><li>○ 認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行わ</li></ul>	
介養機員等処遇改善加算   (訪問介護に同じ)   (訪問介護に同じ)   (訪問介護に同じ)   (			個別機能測練加算 ADL維持等加章(申出)の有無 設知症加算 若年性認知症利用者受入加算 安養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算 科学的介護推進体制加算		
議員の大員による滅草の状況 (今寒様式) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧芸 (分接下的認知症対応型 加算等 報告の発生を理由とする利用者 会		1			
公議等や前路知症対応型   加算等   本語検討画策定の有無   一		$\vdash$	職員の欠員による滅算の状況		221 861-11 47
	認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型	加算等		<u> </u>	
サービス 加算等 冨出項目	通所介護)	1	感染症又は災害の発生を理由とする利用者	-	
#問題を任か - ビス体制 入浴介助加算 上活体態向上連携加算 個別機能測練加算 ADL推荐等加算 (申出)の有無	<b>ル</b> _ レフ	fun fate fate		光什事概	<b>向</b> 喜幸福
介護職員等処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 介護職員を選及等加算 (訪問介護に同じ)	認知症対応型通所介護		時間延長サービス体制 入路介助加算 生活機能向上連携加草 倒別接能割練加算 私尤維件等加算 (申出) の有無 起作性等加算 (申出) の有無 空差アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算 科学的介護推進体制加算		
		]	介護職員等処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項																
y-6x	川昇守			田思李供																
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表																	
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	<del>-</del>																	
		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)																
		(地域に関する状況)	[加算 I 、II 共通]	※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、IV又はMに該当する利用者 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、																
小規模多機能型 居宅介護(介護予			○ (別紙44) 認知症加算 (I) ・ (II) に係る届出書	認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護 に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に 係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者 養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を 指す。																
		認知症加算	○ (別紙23-2) 利用者の割合に関する計算書(認知症加算)	※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認で きない場合は、利用者数に応じて必要なサー ビス提供時間、介護・看護職員(サービス提 供時間を通じた専従者を除く)の提供時間か 5 加配要件を満たす書類を作成すること。																
			○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算 1】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し	Januari Cinia / Bacillato																
防小規模多機能	加算等	title for tal sign for object (LPT) sign of 12 shoulder	○ 診み班に別談り相呼にはる時刊的な町形の形 1 証の手し ○ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 (議所分類に用):	(ver-ex A attra = test to )																
型居宅介護)		若年性認知症利用者受入加算 看護職員配置加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(通所介護に同じ)																
		看取り連携体制加算	<ul> <li>看護職員の資格証の写し</li> <li>看該職員の資格証の写し</li> <li>看該所に係る届出書(小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙9−6)</li> <li>看護師による24時間常等選絡できる体制を整備していることが確認できる書類</li> </ul>																	
		訪問体制強化加算	(参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【加算Ⅰ、Ⅱ共通】																	
		総合マネジメント体制強化加算	1 (別籍に) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ○ (別籍に) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ○ 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることが確認できる資料 【加算1】 ○ 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類																	
		科学的介護推進体制加算	<ul><li>○ 多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出)</li><li>(通所介護に同じ)</li></ul>	(通所介護に同じ)																
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ) 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】	(短期入所生活介護に同じ)																
		サービス提供体制強化加算		※1及び※2については、同様の内容が記載 されている資料を事業所で作成している場合 は、その資料でかまいません。																
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)																
小規模多機能型	加算等	職員の欠員による減算の状況 高齢者虐待防止措置実施の有無	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ)																
居宅介護		業務継続計画策定の有無																		
(介護予防小規模 多機能型居宅介		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)																
護)		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)																
(短期利用型)		サービス提供体制強化加算 介護職員等処遇改善加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ) (訪問介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ) (訪問介護に同じ)																
		夜間勤務条件基準	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(部川川 護に同じ)																
		職員の欠員による滅算の状況 身体拘束廃止取組の有無	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 -																	
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無																		
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上 とする場合	○ 平面図 ○ 安全対策 (マニュアルの策定、訓練の実施) の分かる書類																	
		夜間支援体制加算	○ (別紙46) 夜間支援体制加算に係る届出書 ((介護予防)認知経対応型共同生活介護事業所) (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 平面図 (見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの) ※ ・ 要件を満たすことが分かる委員会の誘事報要の書類 ※	※見守り機器を導入した場合に提出																
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)																
		利用者の入院期間中の体制	<ul><li>─ (別紙47) 看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)</li></ul>																	
		看取り介護加算	○ (多様な) (後来各の動務体制及び動務形態一覧表																	
			<ul><li>○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料</li><li>○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料</li></ul>																	
認知症対応型共 同生活介護(介護 予防認知症対応 型共同生活介護)	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	加算等	医療連携体制	【加算 I、Ⅱ共通】	
主六四工11万段/			○ (別紙48)医療連携体制加算(I)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 【加算 II】 ○ (別紙48-2)医療連携体制加算(II)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)																	
		初加卓市明ケア加等	算定日の属する月の前3月間について、医療的ケアが必要な者の受入人数が確認できる書類     (毎期1歳分に企会等に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)																
		認知症専門ケア加算 認知症チームケア推進加算	(短期入所生活介護に同じ) (介護福祉施設サービスに同じ)	(短期人所生活介護に同じ) (介護福祉施設サービスに同じ)																
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)																
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)																
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)																
		0 25 40 (1) (1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	【加算 I、II、II 共通】  (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書  サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1	※1及び※2については、同様の内容が記載され ている資料を事業所で作成している場合は、その 資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法 により算出した前年度(3月除く)の平均を用い																
		サービス提供体制強化加算	○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表(参考様式1) ※ 2 介護福祉士の資格証の写し ※ 経該当する場合 ・ 動誌10 年以上の分かる書類 ※ 該当する場合 ・ 動誌17 年以上の分かる書類 ※ 該当する場合 ・ 動誌17 年以上の分かる書類 ※ 該当する場合	る。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含 む)については、届出日の属する月の前3月につ いて、常勤検算方法により算出した平均を用いる こと																
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)																
1																				

	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
		夜間勤務条件基準		
		職員の欠員による減算の状況		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)
認知症対応型共		業務継続計画策定の有無	NBOAMENAN 生代門工信力 酸に同じ/	(砂川旭州心里共同工作)   競に同じ)
同生活介護(介護		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上 とする場合		
予防認知症対応	加算等	夜間支援体制加算		
型共同生活介護) (短期利用型)		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
(应朔利用至)		医療連携体制加算	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算 サービス提供体制強化加算	(短期入所生活介護に同じ) (認知症対応型共同生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ) (認知症対応型共同生活介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 -	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無 入居継続支援加算		
		テクノロジーの導入	(4)-/	/社会检查 日本山洋人物 1-121111
		(入居継続支援加算加算関係) 生活機能向上連携加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		個別機能訓練加算	/\sigma \text{cond} \text{ \sigma \text{ \text{ \text{ \text{ \text{cond}  \text{ \ \text{ \t	/SZCCASE FEB 16)
		ADL維持等加算〔申出〕の有無 夜間看護体制加算	(通所介護に同じ) (特定施設入居者生活介護に同じ)	(通所介護に同じ) (特定施設入居者生活介護に同じ)
IN LEAD NOTE IN THE		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
地域密着型特定 施設入居者生活	加算等	看取り介護加算 認知症専門ケア加算	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)
介護	- Par Tr	科学的介護推進体制加算 高齢者施設等成為対策向上加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ) (特定施設入居者生活介護に同じ)
		島  高  高  新  音  新  在  在  在  在  在  在  在  在  在  在  在  在	(特定施設入居者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)	(特定施設人店者生活介護に同じ) (短期入所生活介護に同じ)
			【加算 I、II、II 共通】 ○ (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書	・※1及び※2については、同様の内容が記載され
			○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1	ている資料を事業所で作成している場合は、その 資料でかまいません。
				※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法 により算出した前年度(3月除く)の平均を用い
		サービス提供体制強化加算	○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1) ※2	る。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所
			<ul><li>介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合</li><li>勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合</li></ul>	(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含
			○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	む) については、届出日の属する月の前3月につ いて、常勤換算方法により算出した平均を用いる
				2.8
		職員の欠員による減算の状況		
		身体拘束廃止取組の有無		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)
地域密着型特定		業務継続計画策定の有無		
施設入居者生活 介護 (短期利用	加算等	夜間看護体制		
型)		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算 サービス提供体制強化加算	(短期入所生活介護に同じ) (地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ) (地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		夜間勤務条件基準	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	-	Mark Mark Mark Control of the Contro
		安全管理体制	_	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は
		The state of the columns of the superstate of the state		減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無		
		米労融税計画東足の有無 栄養ケア・マネジメントの実施の有無		
		木食ケケ・マイングンドの大地の有無	○ (別紙37) 日常生活継続支援加算に関する届出書	
		日常生活継続支援加算	○ 入所者の状況が確認できる書類	
			○ 算定の根拠となる書類(介護福祉士の資格証の写し、(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表等)	
				見守り機器等の導入により緩和された基準で
1		テクノロジーの導入	○ (別紙37-2)テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書	日常生活支援加算を算定しようとする場合に 提出する。
				иещ 7 %
			○ ガフ□ (目かり終明っち)県を印ご) (2才 (目かり終明がっち)風がかれるとすよっ)	
		(日常生活支援加算関係)	○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる轟争概要	
		(日常生活支援加算関係)	<ul><li>○ 要件を満たすことが分かる議事概要</li><li>○ 算定の根拠となる書類</li></ul>	
地域密着型介護			<ul> <li>要件を満たすことが分かる議事概要</li> <li>算定の根拠となる書類</li> <li>【加算Ⅰ、Ⅱ共通】</li> <li>(別報55-2) 看護体制加算に係る届出書</li> </ul>	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期 3. 両生活介護について 加賞賞定の可否けそ
老人福祉施設入	加算等	(日常生活支援加算関係) 看護体制加算	回 要件を満たすことが分かる議事概要	入所生活介護について、加算算定の可否はそ れぞれ行うことになりますので、勤務形態—
	加算等			入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。
老人福祉施設入	加算等			入所生活介護について、加算算定の可否はそ れぞれ行うことになりますので、勤務形態—
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算		入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参
老人福祉施設入	加算等			入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算	要件を満たすことが分かる叢事概要     算定の根拠となる書類     【加算 I、II 共進]     【加算 I、II 共進]     《明純62-20 者護体制加算に係る届出書     者護師、格者護師の免許証の写し     従業者の勤務体制及び勤務形態――覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式)     連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの)     【加算 II I II、III、IV 共通]     《参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表     《参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表	入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算	● 要件を満たすことが分かる豪事概要	入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算	要件を満たすことが分かる豪事概要     算定の根拠となる書類     【加算 I、I ±減]     【加算 I、I ±減]     《別報ごろ・2 看護体制加算に係る届出書     看護師、格者護師の免許証の写し     在護師、他者護師の免許証の写し     従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表     (看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式)     連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの)     【加算 II 】     (本) 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類     【加算 I、I、II、IV共通]     (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表     夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式③)     【加算 III、II)     (本) で表別機関と配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能     ての動物制力が高速である発展である。     (本) 24時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能	入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算	● 要件を調定すことが分かる叢事概要	入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、動務所とので、動務所とので、動務所といます。 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照)
老人福祉施設入	加算等	看:進体制加算	要件を満たすことが分かる豪事概要     算定の根拠となる書類     【加算 I、I ±減]     【加算 I、I ±減]     《別報ごろ・2 看護体制加算に係る届出書     看護師、格者護師の免許証の写し     在護師、他者護師の免許証の写し     従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表     (看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式)     連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの)     【加算 II 】     (本) 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類     【加算 I、I、II、IV共通]     (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表     夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式③)     【加算 III、II)     (本) で表別機関と配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能     ての動物制力が高速である発展である。     (本) 24時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能	入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	者護体制加算 夜動職員配置加算 デクノロジーの導入		入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。  (旧21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参照)
老人福祉施設入	加算等	看護体制加算 改鄭職員配置加算 デクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)		入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	者護体制加算 夜動職員配置加算 デクノロジーの導入	● 要件を満たすことが分かる豪事概要	入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	看護体制加算 改鄭職員配置加算 デクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)		入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	看護体制加算 改鄭職員配置加算 デクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)		入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	看護体制加算 改鄭職員配置加算 デクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)	● 要件を調定となる書類  「加算 I、 I 共 海 I	入所生活介護について、加算算定の可否は老 を祀行うことになりますので、勤務形態ー 覧表は状況が分かるように記載願います。 (H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参 照) デクノロジーの導入により緩和された基準で を敷職員配置加算の算定しようとする場合に
老人福祉施設入	加算等	看護体制加算 改鄭職員配置加算 デクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)		入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態ー覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参照]  デクノロジーの導入により緩和された基準で複動職員配置加算の算定しようとする場合に

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
y · c A	加州市	生活機能向上連携加算	(特定施設入界者生活介護に同じ) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(特定施設入居者生活介護に同じ)
地域密着型介 跨入 整人看生活介 居者		個別機能訓練加算 ADL維持等加算〔申出〕の有無	・ 後部神経専員の資格証の写し 「通路神経神導員の資格証の写し 「通路神経神真日の資格証の写し	(通所介護に同じ)
		若年性認知症入所者受入加算		(知) 月酸に内じ
		常勤専従医師配置	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し ○ (金)を持ち、後できなり数な体制をである。 野さ	
		精神科医師定期的療養指導	○ (参考様式!) 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 ○ 医師免許証の写し	
		障害者生活支援体制	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し</li></ul>	
		栄養マネジメント強化体制	<ul><li>○ (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書</li><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
		療養食加算	○ 管理栄養士の免許証のし (短期入所生活介護に同じ)	
	加算等	配置医師緊急時対応加算	<ul><li>○ (別紙39) 配置医師緊急時対応加算に保る届出書</li><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li></ul>	
			<ul><li>○ 医師の資格証の写し</li><li>○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類</li></ul>	
			○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類	
		看取り介護体制	○ (別紙34) 看取り介護体制に係る届出書	※加算Ⅱを取得する場合は配置医師緊急時対 応加算の届出をしていることが必要
			○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
			<ul><li>○ オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し</li><li>○ 看取りに関する指針の写し</li></ul>	
			<ul><li>○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類</li><li>○ 看取りに関する職員研修の体制</li></ul>	
			<ul><li>○ 平面図(個室又は静養室を確認できるもの)</li><li>○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料</li></ul>	
石石工品介版		在宅・入所相互利用体制 小規模拠点集合体制	<ul><li>(介護福祉施設サービスに同じ)</li><li>○ 同一敷地内に複数の居住単位を設けていることが確認できる資料</li></ul>	(介護福祉施設サービスに同じ)
		認知症専門ケア加算 認知症チームケア推進加算	(短期入所生活介護に同じ) 【介護福祉施設サービスに同じ)	(短期入所生活介護に同じ) (介護福祉施設サービスに同じ)
		褥瘡マネジメント加算 排せつ支援加算		
		自立支援促進加算	1	
		科学的介護推進体制加算 安全対策体制	○ 外部研修を受けたことの分かる書類。 ○ かみか姿が明されます! 知識がいたみか姿と中性ナスを知べ動像されていることの事類	
		高齢者施設等感染対策向上加算	<ul><li>○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類。</li><li>(特定施設入居者生活介護に同じ)</li></ul>	
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
				・※1及び※2については、同様の内容が記載され
			[中篇] Ⅱ Ⅲ4※1	ている資料を事業所で作成している場合は、その 資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法
			【加菓 I、II、II 共通】 ○ 明紙 14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※ I	により算出した前年度 (3月除く) の平均を用い る。
		サービス提供体制強化加算	□ 競員の割合算出に必要する     □ 競員の割合算出に必要する     □ 競員の割合算出に必要する     □ 競技の割合算出に必要する     □ 大きないのでである     □ 大きないのである     □ 大きないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所 (新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月につ
			<ul><li>○ 動統10年以上の分かる書類 ※該当する場合</li><li>○ 動統7年以上の分かる書類 ※該当する場合</li></ul>	いて、常勤換算方法により算出した平均を用いる
				<ul><li>併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務</li></ul>
				実態等に基づき按分するなどの方法により算出し てください。
<del></del>		介護職員等処遇改善加算 職員の欠員による減算の状況	(訪問介護に同じ) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(訪問介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	_ _	
		訪問看護体制減算	<ul><li>○ (別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)</li><li>○ 算定日が属する月の前三月間における利用者の状況が確認できる書類</li></ul>	
		サテライト体制 特別地域加算	○ (別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)	
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		認知症加算 若年性認知症利用者受入加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ) (通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		栄養アセスメント・栄養改善体制	○ (参考様式I) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し	(地分) 腰に内じ)
		口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)	
			【加算 I、Ⅱ共通】 ○ (別紙16) 緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・ 緊急時対応加算・ 特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
			○ (別新10) 第三時 (月設 FW) 別回有設加昇・ 第三時対応加昇・ 特別官理律制・2 ニミノルクノ体制に保る無山音	
		緊急時対応加算	<ul><li>○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li><li>○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル</li></ul>	※届出を受理した日から算定可能。
		緊急時対応加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務的制及び勤務形態―覧表 ○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル (落護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ) 「加算 I のみ]	※届出を受理した日から算定可能。
			○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	※届出を受理した日から算定可能。
		緊急時対応加算 特別管理体制	○ (参考株式))従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	漆届出を受理した日から算定可能。
			○ (参考株式))従業者の動務体制及び勤務形態・覧表	漆届出を受理した日から算定可能。
		特別管理体制	○ (参考株式))従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	※届出を受理した日から算定可能。 (毎問者譲に同じ)
		特別管理体制 専門管理加算	○ (参考株式))従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
複合型サービス(季鑑小相増多	加管禁	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算	○ (参考株式))従業者の動務体制及び勤務形態・覧表	
複合型サービス (看護小規模多 機能居宅介護)	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 香護体制強化加算	○ (参考株式))従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 香護体制強化加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 香護体制強化加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 香護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看達に同じ)
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 網密マネジメント加算 掛金つ支援加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看達に同じ)
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排せつ支援加算 類様でみを必要を	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看護に同じ)
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排せつ支援加算 類様でみを必要を	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看護に同じ) (介護福祉施設サービスに同じ) ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排せつ支援加算 類様でみを必要を	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看護に同じ)  (介護福祉施設サービスに同じ)  ※1及び終2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の部分の資出に当たっては、常勤換算
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排せつ支援加算 類様でみを必要を	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看護に同じ)  ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料で多ままでもない。 第動換算 対路に関係している場合に、 第動換算 が 野上に当たっては、 原の対象 所に あっただし、 前生使の 実際 6 月に満たないの 平 変 だし、 前生 で 8 乗 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排化つ支援加算 排化つ支援加算 生産性向上推進体制加算	○ (参考株式1) 従業者の動務体制及び勤務形態―覧表	(訪問看護に同じ)  ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合ないようの報告の第日に当たっては、常勤煥算事出した事性の、3月除く)の場合の第日に当たっては、常勤検算下にだし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業を所とない。こついては、届出の属する月の
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排化つ支援加算 排化つ支援加算 生産性向上推進体制加算	○ ・	(訪問看護に同じ)  ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料で多ままでもない。 第動換算 対路に関係している場合に、 第動換算 が 野上に当たっては、 原の対象 所に あっただし、 前生使の 実際 6 月に満たないの 平 変 だし、 前生 で 8 乗 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年
(看護小規模多	加算等	特別管理体制 専門管理加算 ターミナルケア体制 遠隔死亡診断補助加算 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント加算 排化つ支援加算 排化つ支援加算 生産性向上推進体制加算	○ (参考株式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態・覧表	(訪問看護に同じ)  ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で除している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の分算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平立を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所を含む)については、居出日の属する月の前3月について、常動を対けたより裏面がありまた。

サービス	加篔等	届出項目	<b>※付業租</b>	留意事項
複合型サービス(看護小規模多	加算等	職員の欠員による減算の状況		田原平型 (看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
第1号訪問事業		高齢者連特防止措置実施の有無 同一建物減算 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況) 口腔連携機化加算 介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
第1号通所事業	加算等	職員の欠員による減算の状況 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		生活機能向上グループ活動加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態―覧表 (参考様式第1号)	
		栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		一体的サービス提供加算 サービス提供体制強化加算		
		サービス提供体制強化加昇 生活機能向上連携加算 科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)